

第3章

ふるさと納税制度は地方税収格差是正に貢献しているか

朝来野 颯翔

要約

ふるさと納税制度は、自治体間の税収格差の是正や地方創生を目的に設立された制度であるが、返礼品にばかり納税者の注目が集まっている現状から、その有効性に対して否定的な声が多く挙がっている。しかし、実際のふるさと納税受入額の規定要因や格差是正への影響に対する実証的な研究は乏しく、包括的かつ定量的なふるさと納税の流出入メカニズムは明らかとなっていなかった。そこで、本稿は令和2年度及び3年度のふるさと納税に関する現況調査を活用し、ふるさと納税制度による地方税収格差是正に対する効果を検証した。分析結果からは、ふるさと納税制度は、財政力の高い地域から低い地域、都市部から地方部への再分配の性質を持つ一方で、地域資源の偏在が税源再分配の偏りに寄与していることと、前年度同条件で成功していた自治体ほど、より広報費用や返礼率を高める努力を行っており、さらに格差を拡大させる可能性を有する制度であることが明らかになった。したがって、制度趣旨の一つである自治体間の健全な競争を促進する、という点において、受け入れに成功している自治体の先進的な取り組みを共有するための情報公開基準を設けるなど、制度設計に改善の余地があると考えられる。

1. はじめに

ふるさと納税制度とは、個人が選択した自治体に寄附を行うことで、寄附額のうち2000円を超える部分において、所得税と住民税から全額が控除される制度である。加えて、寄附先は自身の生まれ育った「ふるさと」に限らず、お世話になった自治体や応援したい自治体など、どの自治体でも自由に選択することができる点が特徴といえる¹。一方、自治体からの視点として、ほぼ全ての自治体²に対して控除額の75%が国からの地方交付税交付金によって補填されるため、本来納められるはずだった住民税の控除が行われることによる歳入

¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html (2023年10月26日)。

² 東京特別区及び約70のその他自治体は、自治体の独自税収のみで運営できる団体として不交付団体と認定され、地方交付税交付金は交付されない。https://www.soumu.go.jp/main_content/000826808.pdf (2023年10月26日)。

減の影響は一定軽減されている。

このような制度の目的・意義は、主に自治体間の税収格差の是正や地方創生にあるとされている。総務省によると、ふるさと納税制度は「都会に転出した者が、地方が負担した教育や福祉のコストを還元するしくみ」³と位置づけられるものであり、寄附金による地域間の資金の移動を通して、自治体間の税収格差是正を意図していることが読み取れる。また、総務省が掲げる三つの意義として、「税に対する意識の高まり」、「人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援」、「より寄附を集めるための自治体間の競争」が挙げられている⁴。2点目からは、経済的な支援による地方創生を、3点目からは、既存の地方交付税制度と違い、自治体間の競争による自治体の成長を目指す趣旨がうかがえる。

しかし、実際のふるさと納税制度は、返礼品を目的とした寄附が多く、ふるさと納税制度本来の趣旨を損なっているとの批判もみられる。現状として、消費者の目線では、住民税等の控除に加え、寄附を行った自治体から返礼品が受け取れるという経済的便益の意味が大きく、地域との関係性や応援の意志にかかわらず、返礼品を目当てとした節税手段として浸透している。加えて、自治体間でも寄附金をより多く集めるための競争が激化し、より豪華な、返礼率の高い返礼品を用意することにばかり重点が置かれ、健全な競争環境とはいえない状況が続いた。総務省は、この返礼品競争を沈静化させるために、2017年4月と2018年4月に返礼率を3割以下にとどめ、良識的な行動を求める総務大臣通知を各都道府県知事に対して発出した⁵。しかしながら、一部自治体が通知に従わなかったことを受け、さらに2019年4月から、返礼割合が3割以下かつ返礼品が地場産品である自治体のみをふるさと納税制度の対象とする措置を講じた⁶。こうした「返礼品の対価としての寄付という疑似通信販売の様相」(木村 2021, p.17)となっている現状に対して、制度趣旨に対する歪み、さらには不正な競争、返礼品による不平等などが発生しているとの批判がみられる(木村 2021)。

加えて、ふるさと納税制度が地域間の財政格差是正に与える影響が小さいことも指摘されている。実状として、ふるさと納税制度の活用に積極的な一部の自治体に寄附が集中し、人的資源に余裕のない小規模自治体では、ふるさと納税制度自体をうまく活用できていない点が課題点として挙げられる(橋本・鈴木 2017)。また、地方部の住民から地方部の他の自治体への寄附も行われるため、財政力が低いにもかかわらずふるさと納税による自治体収支⁷がマイナスとなっている自治体が存在することを根拠に、ふるさと納税制度による財

³ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/kaisai01.html (2023年10月26日)。

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/ (2023年10月26日)。

⁵ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20180402.pdf (2023年11月10日)。

⁶ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html (2023年10月30日)。

⁷ 自治体がふるさと納税により集めた寄附金額と、自治体住民から本来納められるはずだっ

源の移転が、必ずしも財政力の低い自治体に向けて効率的に行われているわけではないとの指摘もみられる（矢部ほか 2017）。つまり、ふるさと納税は一部の自治体に寄附が偏在しており、都市と地方の格差是正に与える影響は小さく、地方と地方の新たな格差を生むなどの偏在性の問題が取り沙汰されているのである。

他方、上記のようにふるさと納税制度に対する疑念が叫ばれる中で、実際のふるさと納税受入額の規定要因や格差是正への影響を論じた実証的な研究は乏しく、研究上の課題が残されている。第一に、先行研究では、財政力、住民所得、制度の利便性など、様々な観点でふるさと納税受入額への影響を分析しているものの、それらの要因を包括的・定量的に検証した研究はみられない。例えば、金目（2023）は、財政力とふるさと納税による収支の整理を行い、都市部から地方部への大まかな財政格差是正効果を報告しているが、グラフによる視覚的な検討と主観的な基準による評価しかなされておらず、定量的根拠が乏しいことは否めない。また、木村（2021）は、住民の豊かさと自治体の財政的な豊かさに着目し、計量分析により制度の財政調整機能を検証しているが、研究における説明変数である「一人当たり所得割税額」は、「豊かさ」の一面であるにすぎない点を指摘したい。こうした先行研究によって各要因の影響は説明されてきたものの、網羅的に要因を検証できているものはなく、ふるさと納税の偏在性に対する懸念に十分に実証的に答えたものとなっていない。第二に、財政状況や都市化度を説明変数とする検証はこれまでも行われてきたが、返礼品のポテンシャルとなる地方資源や、ふるさと納税制度を活用し、返礼品提供を企画するための行政能力が生む格差に着目した研究がみられない。これらの観点を加え、多変量解析を行うことで、ふるさと納税制度の格差是正効果やその偏在性を検証することが可能になる。

上記の問題意識から、本稿は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」に記載されている全国市区町村のふるさと納税受入額及び控除額を利用し、ふるさと納税の流出入メカニズムを明らかにする。本稿の分析結果からは、ふるさと納税制度は、都市部から地方部、財政力の高い地域から低い地域への再分配の性質を持ち、地方格差是正効果が認められた。一方、地方交付税交付金との差異に着目し、ふるさと納税制度が自治体の自助努力を促すのかを検討した追加分析では、前年度同条件で成功を収めていた自治体ほど、より広報費用や返礼率を高める努力を行っており、より格差が拡大していく可能性が示された。これらの知見を踏まえると、ふるさと納税制度の目的である、寄附金による地域間の資金の移動を通じた自治体間の税収格差是正については一定程度機能している反面、自治体間の競争を促進するという目的に関しては、成功自治体とその他の自治体の格差が拡大する傾向があり、健全な競争が行われているわけではないと考えられる。

次節では、ふるさと納税制度の効果と限界に関する既存の研究を整理した後、第 3 節において、ふるさと納税制度による財源の移転メカニズムに対する本稿の理論仮説を構築する。第 4 節では、構築された 6 つの理論仮説を検証するためのデータ及び検証方法を提示し、第 5 節では、得られた結果に対して議論を行う。最後に、第 6 節では、本分析による知

たが他の自治体へのふるさと納税によって住民税が控除された額の差。

見を踏まえて、ふるさと納税制度の設計について提言を述べる。

2. 先行研究

2-1. ふるさと納税制度の問題点

ふるさと納税制度に対しては、地方創生や地域格差是正といった本来の目的と、返礼品を目的とした実際の寄附行動との間に乖離があり、様々な観点からその制度上の問題点が指摘されてきた。木村（2021）は、制度が実際には納税ではなく、本来課される税からの控除と寄附の組み合わせとする制度設計と、寄附を受けることを目的として返礼品を設ける自治体が多い実態から、返礼品の対価として寄附金を支払う「疑似通信販売」（木村 2021, p.17）のような運用⁸がなされていると指摘し、地域の支援や応援といった本来の制度趣旨に反していると主張している。また、居住していない自治体に対して寄附を行うことで、居住している自治体への住民税を免除される制度は、応益原則⁹や負担分任原則¹⁰といった、地方税の原則を逸脱しているとも指摘している。さらに、所得が高く、本来納める税額が高い人ほどより多くの返礼を受け、得をするような制度設計に対し、富の再分配機能としての累進課税制度の趣旨を損ねているとの見解を示している。この点に関しては、橋本・鈴木（2017）も類似の指摘をしており、寄附上限は高額所得者ほど高くなり、それに応じた返礼品が得られるため、高額所得者にとって有利な節税策を提供することになってしまっている。加えて、小規模な自治体では、マンパワーの不足から制度自体を十分に活用することができていない事例を挙げ、制度による地域間の税収格差是正効果は極めて小さいことを指摘している。そこから、橋本・鈴木（2017）は、総務省のポータルサイト拡充を行い、成功事例を参考にする機会を創出することで、情報格差を減らし、税収格差の是正や地方創生につなげるよう提言している。こうした地域間での格差是正効果に対する疑念は、後述の通りほかの研究でも多く指摘されており、ふるさと納税制度の問題点の一つといえよう。

以上のように、先行研究では様々な切り口によって、ふるさと納税制度に対する課題点が明らかとなっている。一方、課題点の中でも、定量的な観点で実証することが可能である論点の一つでありながら、包括的な地方格差是正に対する効果の検討、およびふるさと納税の

⁸ コロナウイルスの流行時に、消費者が自宅に居ながら高級な特産品を全国各地から入手できる手段としての利用が一般化したことを受け、国ぐるみのショッピングシステムとしての認識が浸透したという見解がある（Rausch 2021）。

⁹ 居住地で享受している行政サービスに対して、その便益に応じた税負担をすべきであるという原則。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_02.html（2023年11月10日）。

¹⁰ 地域に住む住民が、その地域の共同体運営にかかるコストを分担すべきであるという原則。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_02.html（2023年11月10日）。

不平等・偏在性の要因の検証については、実証的な研究が進められていない。そのため、本稿では特にふるさと納税制度が地域間格差是正に与える影響について検証を行う。

2-2. ふるさと納税制度の地方税収格差是正に与える影響

前述の通り、ふるさと納税制度に対する実証的な研究は限られるが、いくつかの既存研究によって同制度の地方税収格差是正への効果とその限界が定量的に検討されている。第一に、重藤ほか（2020）は、制度による返礼品として、地域産品（地域資源）を提供し、かつその製造事業者が該当地域内の雇用者中心であった場合に、返礼額の40～70%が域内雇用者所得として地方経済に還元されているという結果を明らかにした。この研究では、5つの返礼品事業者を対象に、地域における金銭の循環状況を表すLM3を算出し、返礼品により新たに発生した自治体内の非雇用者所得を指標として地域経済効果を検証している。これにより、ふるさと納税制度は返礼品の生産を通じて地域経済に新たな所得を創出する可能性があり、返礼品を地場産品に限る総務省の方針には一定の合理性があるといえる。特に、原材料が当該自治体のものであるかという視点のほかに、加工や雇用が域内で行われていることも重要であろう。第二に、ふるさと納税制度が税源の偏在是正に対する一定の効果を持つことがいくつかの研究で示されている。富田（2017）は、各市区町村における平成27年度の受入額及び控除額の収支状況を分析し、三大都市圏所在地方からその他の地方への税源の移転に加え、大規模な地方公共団体から中小規模の地方公共団体への移転が発生していることを示し、制度が税源の偏在是正に対して一定以上の正の影響を与えていることを明らかにした。矢部ほか（2017）も同様の見解を示しており、財政力指数、人口、納税義務者一人当たり課税対象所得と、各自治体のふるさと納税収支との間の関係を分析し、相対的にみれば制度によって首都圏から地方へ税の移転が生じており、地方間格差是正に対して正の影響を与えているとの結論を導いている。

上記の通り、ふるさと納税制度は、都市部から地方部への財源の移転を伴い、一定の地域格差是正への貢献が見出されてきた一方で、その効果の大きさや配分原理の平等性に対しては否定的な意見も多い。

はじめに、ふるさと納税による財源偏在是正に対する効果の大きさが非常に小さいという点が挙げられる。橋本・鈴木（2015）は、「ふるさと納税により、地域間の税収格差は縮小しているものの、その縮小度合いはきわめて小さい」（橋本・鈴木 2015, p.15）という見解を示している。これは、都道府県別個人住民税の一人当たり税収について、ふるさと納税制度による減収が生じた場合と生じなかった場合の変動係数を比較したときに、その差がほとんどなかったことに起因する。あわせて、金目（2023）も同様の指摘を行っており、ふるさと納税収支と財政力や人口当たり地方税収との相関がみられず、加えて地方税収の少ない地方自治体間において収支の格差が顕著に表れていることから、地方に絞ったよりミクロな視点では、その格差是正効果は限定的であるとの見方を示している。しかし、先に述

べた通り、この研究では定量的な根拠に乏しいことに加え、市区町村単位での分析は収支の黒字が多い宮崎県と赤字の多い神奈川県に限って行っている点、財政的な変数とふるさと納税収支の関係のみで検証を行っている点などから、さらに包括的な分析が求められるだろう。

さらに、ふるさと納税による税源偏在是正機能は、特に地方自治体において効率的な再分配を実現していないという指摘も挙げられている。木村（2021）は、基礎自治体を対象に、一人あたり所得割税額と転出者数を独立変数、ふるさと納税における流出（住民税控除額）と流入（寄附金額）及びその差額による収支を従属変数とした回帰分析を行い、豊かな自治体から流出した税を、人口流出の程度や自治体の豊かさによらず、無差別的に各自治体に再分配を行う制度であると結論付けている。こうした実状は地方創生や自治体間の税収格差の是正を目的とする制度趣旨に反しているといわざるを得ない。また、中規模（人口1万人以上10万人未満）の自治体956団体の内、約30%の団体では控除額超過でふるさと納税制度による赤字が発生している現状から、ふるさと納税制度の恩恵が中小規模の自治体すべてにいきわたっているわけではない点も問題点として指摘されている（富田 2017）。上記を中心とした先行研究では、ふるさと納税制度による大まかな地方間税収格差是正効果は認められるが、その効果は限定的であるとの見解が多い。その上でさらに、現実ではどのようなメカニズムで税源の流出入が行われているのかを検討し、ふるさと納税制度による税源偏在性の是正機能に対する検証が必要となる。

3. 理論仮説

3-1. 地方間税収格差是正の効果

自治体間の税収格差の是正や地方創生を目的とし、「都会に転出した者が、地方が負担した教育や福祉のコストを還元するしくみ」¹¹であるふるさと納税制度において、その税源の偏在性是正に対する効果を検討する。先行研究において、税の流出入の大まかな流れについては、都市圏から地方部への移転が確認されているものの、その効果は限定的であると指摘されているのは先に述べたとおりである。そのため、今一度その制度理念に立ち返り、ふるさと納税制度が地方税収格差是正に与える影響について、理論的に検討を行う。制度の趣旨を鑑みると、財政的に豊かな自治体から貧しい自治体へ、都市部から地方部へ、という二つの財源の移転が並立的に発生しているべきであろう。以上より、次の仮説が導かれる。

仮説 1-1 財政力が低い自治体ほど、ふるさと納税制度における収支が大きい。

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/kaisai01.html (2023年10月26日)。

仮説 1－2 都市化度が低い自治体ほど、ふるさと納税制度における収支が大きい。

加えて、地域資源の偏在による地方自治体間の不平等も考慮すべき論点といえる。須山(2020)の研究では、税源の配分を受けるべき対象である地方の自治体において、魅力的な返礼品を取り扱うことで多くの寄附金を集めている団体と、逆に魅力的な返礼品を用意できず、ほとんど寄附金が集まらない団体の間で格差が認められた。その結果から、「ふるさと納税を励起する返礼品となりうる地域資源が偏在している限り、寄付金の配分原理は必ずしも平等とはいえず、新たな不平等を生み出す側面を持つ」(須山 2020, p.12)との示唆を導いている。しかし、この点に関して直感的ではあるものの、ふるさと納税収支の格差の要因を地域資源に結び付けるまでに理論的説明がなく、論理展開に飛躍がみられる。加えて、検証自体も、人口、返礼品数、ふるさと納税収支の多寡に対して、主観的な基準で評価を下しているにすぎず、定量的な根拠が希薄である。そのため、返礼品になりうるポテンシャルを持つともいえる地域資源の偏在が、ふるさと納税収支に寄与しているのかという点は再度計量的な検討が必要であるといえよう。

さらに、その返礼品を制度として提供する企画力・実行力も各自治体に求められる可能性がある。橋本・鈴木(2017)の指摘通り、マンパワーの不足により制度を十分に活用することができず、寄附を集めることに苦戦している団体も少なからず存在していることから、行政能力が税源再分配の偏りの一因であると考えられることができる。これらを踏まえた仮説が以下のとおりである。

仮説 2－1 地域資源が豊富な自治体ほど、ふるさと納税制度における収支が大きい。

仮説 2－2 行政能力が高い自治体ほど、ふるさと納税制度における収支が大きい。

3－2. 自治体の自助努力促進効果

本稿では、前節の内容に加えて、ふるさと納税制度特有の効果として見込まれる自治体の自助努力促進効果についても理論的に検討を行う。ただ都市から地方へ、豊かな自治体から貧しい自治体へ格差の是正を行いたいのであれば、地方交付税交付金などを用い、国が直接再分配を行えばよいという話になる。地方交付税制度ではなく、ふるさと納税制度である特有の意味・価値として、総務省が掲げる三つの意義の一つである「より寄附を集めるための自治体間の競争」¹²が挙げられる。Doi(2010)の研究では、地方交付税交付金は、税収を増やし、地域の経済成長を高めるための努力を阻害し、その結果地域の所得をさらに低下させるという制度上の問題を指摘している。すでに多額の交付金を受けている自治体は、地方税の徴収努力を怠ったとしても、交付金額を算定する際の因数である基準財政収入額の減少

¹² https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/ (2023年10月26日)。

によって交付金額が多くなるため、基準財政需要額のコントロールや基準財政収入額を増やすインセンティブが弱く、「貧困の罠」が発生してしまっているというメカニズムを明らかにした。そこで、ふるさと納税制度が地方交付税制度の補完手段として地方自治体に競争を促し、財政力の乏しい自治体やふるさと納税収支で後れをとっている自治体ほど、寄附金額を多く集めるための努力をより多く行っているのかという点について以下の仮説が立てられる。

仮説 3-1 ふるさと納税制度における収支が振るわなかった自治体ほど、翌年度の集金努力を行う。

仮説 3-2 財政力が低い自治体ほど、翌年度の集金努力を行う。

4. データと方法

4-1. データ

本稿では、ふるさと納税制度の地方税収格差是正に与える影響を明らかにするため、総務省が行っている「ふるさと納税に関する現況調査」を活用した。すべてのデータが横断的に集まる令和2年度及び令和3年度の実績値を利用し、全国1736市区町村¹³を対象に検証を行った。分析に使用する変数は表1の通りである。

地方間税収格差是正の効果の分析では、ふるさと納税受入額、市区町村民税控除額及びその差額によって表されるふるさと納税収支を人口で除し、自然対数化したものを従属変数としてそれぞれ利用する。また、追加分析である自治体の自助努力促進効果の検証で用いた従属変数は、翌年度（令和3年度）のふるさと納税制度における広報費用、返礼率の増減、返礼率の変化率を自然対数化したものである。ふるさと納税制度は、各自治体に対して地域特有の魅力や特産品を宣伝するための広報を促す（Rausch 2017）という知見から、翌年度の広報費用、より良い返礼品や少しでも還元率の高い返礼品を提供することで、より消費者に選択してもらおうとする努力が生じているのではないかという仮説から、返礼率の増減と変化率を採用した。

仮説1における主要な独立変数として、財政力と都市化度をそれぞれ指標化したデータを用いた。具体的には、各自治体の財政力を表す変数として「地方財政調査」に基づく財政力指数、都市化度を表す変数として「社会・人口統計体系」と「国勢調査」に基づく総人口及び人口密度を対数化した値、第3次産業就業者比率、高齢化率を利用する。加えて仮説2では、行政能力を表す変数として「地方公務員給与実態調査」に基づく行政職員の給与水

¹³ ふるさと納税受入額または市区町村民税控除額が0円であった、長野県平谷村、沖縄県粟国村、東京都御蔵島村、高知県奈半利町はデータから除外している。

表 1 変数説明

変数名	変数説明	出典
log(人口当たり寄附金額)	ふるさと納税受入額÷人口総数を自然対数化した値。	「令和3年度ふるさと納税に関する現況調査」
log(人口当たり控除額)	市区町村民税控除額÷人口総数を自然対数化した値。	「社会・人口統計体系」
log(人口当たり差額)	(ふるさと納税受入額－市区町村民税控除額)÷人口総数を自然対数化した値。	
log(広報費用2020)	令和2年度においてふるさと納税制度の広報に係る費用を自然対数化した値。	
log(広報費用2021)	令和3年度においてふるさと納税制度の広報に係る費用を自然対数化した値。	「令和4年度ふるさと納税に関する現況調査」
返礼率増減	令和3年度返礼品の調達に係る費用割合－令和2年度返礼品の調達に係る費用割合。	「令和4年度ふるさと納税に関する現況調査」
log(返礼品変化率)	令和3年度返礼品の調達に係る費用割合÷令和2年度返礼品の調達に係る費用割合を自然対数化した値。	「令和3年度ふるさと納税に関する現況調査」
財政力指数	基準財政収入額÷基準財政需要額。	「地方財政状況調査」
log(総人口)	人口総数を自然対数化した値。	「社会・人口統計体系」
log(人口密度)	可住地面積1km ² 当たり人口密度を自然対数化した値。	
第3次産業就業者比率	第3次産業就業者数÷就業者総数。	「国勢調査」
高齢化率	65歳以上人口÷人口総数。	「社会・人口統計体系」
地域団体商標数	地域団体商標の対象に指定されている件数。	特許庁ホームページ「地域団体商標登録案件一覧」
一般行政職員平均月収	一般行政部門職員の月額支給される給料及び手当(百円)。	「地方公務員給与実態調査」
四大都市圏ダミー	東京23区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市を1とするダミー。	筆者作成
町村ダミー	町村自治体を1とするダミー。	
寄附金残差	Model 1における残差。	
差額残差	Model 5における残差。	

準と、地域資源¹⁴の豊かさを表す変数として特許庁によって定められている地域団体商標¹⁵

¹⁴ 地域資源とは、地域特有の特産品や環境といった有形の地域資源に加え、祭りといったイベントから醸成される雰囲気や地域住民のもてなしの中で体験する対話といった無形の地域資源も対象となるとされているが(平田 2017)、ふるさと納税制度において返礼品となるポテンシャルを有するのは前者に限られるため、本稿では有形の地域資源を対象とする。

¹⁵ 地域団体商標制度とは、「地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的として」導入されたもので、「地域の名称及び商品(サービス)の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度」であるとされている。宇治抹茶や神戸牛などの食品や今治タオルなどの特産品、草津温泉といった環境的な地域資源等が登録されている。<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/>

表 2 記述統計

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
log(人口当たり寄附金額)	1736	8.3779	1.9401	0.1650	14.2351
log(人口当たり控除額)	1736	6.4927	0.8634	2.7782	9.7231
log(人口当たり差額)	1736	1.8852	2.4459	-8.3661	8.3369
log(広報費用2020)	1736	6.5774	6.9537	0	19.1314
log(広報費用2021)	1736	7.2041	7.1033	0	19.1851
返礼率増減	1736	0.0158	0.0861	-0.3170	0.3300
log(返礼品変化率)	1637	0.0645	0.5531	-4.0806	5
財政力指数	1736	0.5146	0.2863	0.0700	2.2100
log(総人口)	1736	10.0265	1.5287	5.1299	15.1446
log(人口密度)	1736	6.2558	1.3792	2.2618	10.0511
第3次産業就業者比率	1736	62.9310	9.6347	20.6700	96.1200
高齢化率	1736	0.3475	0.0792	0.1027	0.6524
地域団体商標数	1736	0.5017	1.0152	0	11
一般行政職員平均月収	1736	3063.5634	157.4711	2439	3558
四大都市圏ダミー	1736	0.0190	0.1366	0	1
町村ダミー	1736	0.5444	0.4982	0	1
寄附金残差	1637	0.0332	1.5409	-7.2564	5.1303
差額残差	1637	0.0256	1.6048	-7.3969	5.9365

の登録件数¹⁶を使用する。また、四大都市圏ダミーと町村ダミーを統制変数として加えて分析を行う。

さらに、追加分析における理論的に関心のある独立変数として、一つ目の分析の際に構築したモデルの残差を用いる。ここでの残差は、一つ目の分析における社会経済的変数から予測される受入額及び差額と、実測値との差であり、この差が正であれば社会経済的変数が同条件の自治体の中でも受け入れに成功している団体、負であれば失敗している団体であるといえる。つまり、この変数は同条件の自治体間の格差を表すものとして考えることができるため、独立変数として回帰分析に投入した上で、受け入れに失敗した自治体が翌年度に自助努力によって受け入れを伸ばそうとしているのかを検証する。さらに、仮説 3-2 における財政力については、仮説 1 と同様に財政力指数を独立変数として用いる。また、統制変数として令和 2 年度における広報費用、総人口、町村ダミーを加えている。

各変数の記述統計は上記表 2 の通りである。

4-2. 推定方法

t_dantai_syouhyo.html (2023 年 11 月 4 日)。

¹⁶ 対象商品が「北海道産の米」である「北海道米」など、対象地域が都道府県全域にわたる商標の件数は、市区町村単位の分析において地域特有の資源とはいえないためカウントを行っていない。

上記の変数を用い、重回帰分析を行うことで、ふるさと納税制度が地方間税収格差是正と自治体の自助努力促進に与える影響を検証する。特に地方間格差是正効果においては、二変数間のプロットによる視覚的な確認及び独立変数の入れ替えを行ったモデルの構築も行い、推定のロバストネス、センシティブリティもあわせて確認する。

5. 分析結果

5-1. 地方間税収格差是正の効果

まず、表3では、ふるさと納税制度における人口当たりの寄附金額、控除額、及びその収支を従属変数とし、同制度が地方間税収格差の是正に与える効果を検証した。九つのモデルすべてにおいて、決定係数が0.3~0.7の間に収まっており、説明力としても一定程度信頼のおけるモデルであるといえる。その上で、財政力指数についてみると、寄附金額及び差額において有意な負の値、控除額において有意な正の値をとっており、これは仮説1-1に整合的な結果であるといえる。また、都市化度を表す各種変数を参照すると、第3次産業就業者

表3 ふるさと納税制度の地方間税収格差是正に対する効果

	従属変数					
	log(人口当たり寄附金額)		log(人口当たり控除額)		log(人口当たり差額)	
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4	Model 5	Model 6
(切片)	13.5787 *** (0.9698)	13.6478 *** (0.9835)	4.6058 *** (0.2937)	4.5709 *** (0.3053)	8.9729 *** (1.0093)	9.0768 *** (1.0392)
財政力指数	-1.5821 *** (0.2234)		0.7985 *** (0.0677)		-2.3806 *** (0.2325)	
log(総人口)	-0.2323 *** (0.0573)	-0.3041 *** (0.0572)	0.0137 (0.0174)	0.0499 ** (0.0178)	-0.2459 *** (0.0597)	-0.3540 *** (0.0605)
log(人口密度)	-0.4267 *** (0.0529)	-0.5410 *** (0.0511)	0.0985 *** (0.0160)	0.1562 *** (0.0159)	-0.5253 *** (0.0550)	-0.6972 *** (0.0540)
第3次産業就業者比率	-0.0048 (0.0049)	-0.0030 (0.0050)	0.0134 *** (0.0015)	0.0125 *** (0.0015)	-0.0182 *** (0.0051)	-0.0155 ** (0.0053)
高齢化率	-1.3582 (0.7372)	1.0553 (0.6629)	-3.5755 *** (0.2233)	-4.7936 *** (0.2058)	2.2172 ** (0.7672)	5.8488 *** (0.7005)
地域団体商標数	0.1172 ** (0.0398)	0.1266 ** (0.0404)	0.0122 (0.0121)	0.0074 (0.0125)	0.1050 * (0.0415)	0.1192 ** (0.0427)
一般行政職員平均月収	0.0005 (0.0003)	0.0004 (0.0003)	0.0004 *** (0.0001)	0.0004 *** (0.0001)	0.0001 (0.0003)	0.0000 (0.0003)
四大都市圏ダミー	-1.3831 *** (0.3144)	-0.8058 ** (0.3079)	0.6841 *** (0.0952)	0.3927 *** (0.0956)	-2.0673 *** (0.3272)	-1.1985 *** (0.3254)
町村ダミー	-0.3737 ** (0.1178)	-0.4449 *** (0.1190)	-0.0372 (0.0357)	-0.0013 (0.0370)	-0.3365 ** (0.1226)	-0.4437 *** (0.1258)
調整済みR ²	0.3387	0.3199	0.6937	0.6692	0.5493	0.5222
N	1736	1736	1736	1736	1736	1736

(1) ***: p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1。

(2) ()内は標準誤差。

比率はほとんど0に近いものの、その他総人口、人口密度、高齢化率、四大都市圏ダミーでは、寄附金額及び差額において有意な負の値、控除額において有意な正の値が得られ、仮説1-2におおむね合致する結果といえる。つまり、ふるさと納税制度の収支でみた時に、財政的に豊かな自治体から貧しい自治体へ、都市部から地方部へ、という二つの財源の移転が並立して発生していることが分かった。

さらに、地域団体商標数に着目すると、控除額では有意でないものの、寄附金額及び差額では有意に正の値を取ることが分かった。これは仮説2-1を支持する結果であり、地域資源の偏在が、税源再分配の偏りに寄与しているという一面も明らかになった。また、一般行政職員平均月収については、控除額以外では有意でなく値も0に近いことから、仮説2-2、行政能力が高い自治体ほどふるさと納税制度における収支が大きいことは立証できなかった。

図1 総人口と各従属変数の散布図

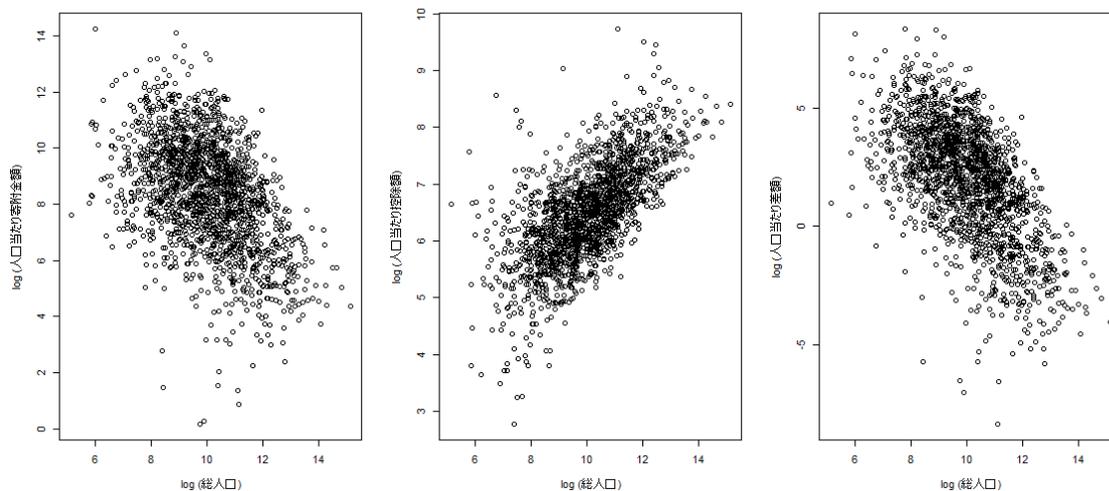
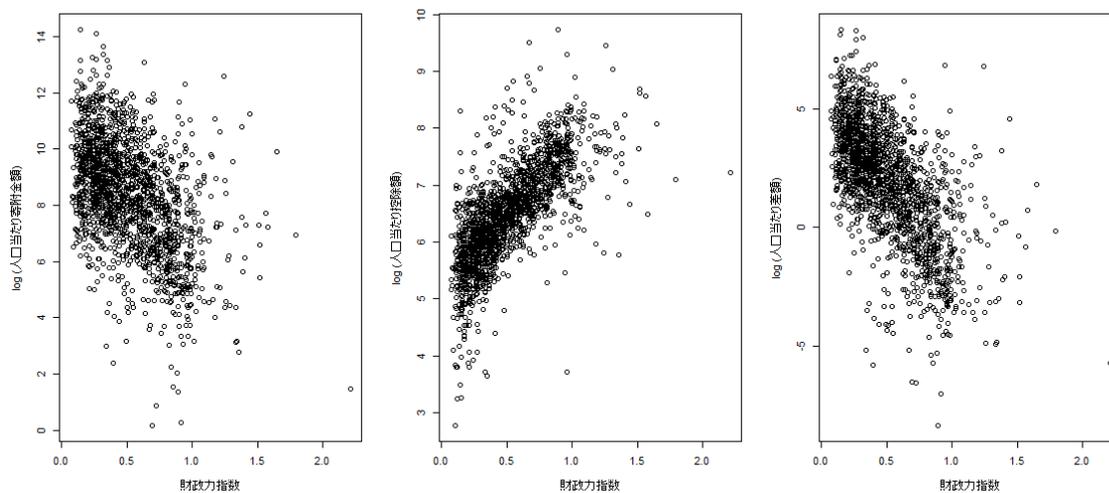


図2 財政力指数と各従属変数の散布図



ただ、本稿では行政職員の給与水準でのみ行政能力の置き換えを行っているため、別の観点で指標化を行えば有意な結果が得られる可能性はあるだろう。

加えて図1・2では、二変数間の散布図を用いて上記の結果を確認した。散布図は、y軸をモデルにおける従属変数三種、x軸を図1では対数化した総人口、図2では財政力指数と設定して作成を行った。いずれも寄附金額と差額は負の相関、控除額は正の相関がみとれ、仮説及び重回帰分析の結果と合致している。同一従属変数でのモデルの比較においても、主要な独立変数において、正負の逆転や値の大きな変化は確認されず、頑健な結果であるといえる。

5-2. 自治体の自助努力促進効果

次に表4では、ふるさと納税制度が自治体の自助努力促進に与える影響を検討した。ふるさと納税収支が振るわなかった自治体ほど翌年度の集金努力を行う、という仮説3-1に対して、寄附金残差及び差額残差は六つのモデル全てで有意に正の値を取っていることが認められた。つまり、社会経済的変数が同条件の自治体の中でも受け入れに成功している団体が、さらに広報や返礼品の面で自助努力を行うことでより多くの寄附金を集めようとしており、仮説とは逆の現状が明らかになった。そのため、前年度寄附金の集金に失敗した自治体に対して競争意識による自助努力を促す制度にはなっておらず、成功自治体と失敗自治体の格差を拡大させている可能性があるという結果となった。前年度寄附の受け入れに成功し、財政的なゆとりができることで、広報費用や返礼品により資金を投入できるようになることに加え、ふるさと納税制度の成功体験やノウハウの蓄積が、さらに翌年度の効率的

表4 ふるさと納税制度の自助努力促進に対する効果

	従属変数					
	log(広報費用2021)		返礼率増減		log(返礼率変化率)	
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4	Model 5	Model 6
(切片)	-4.4167 *	-4.3423 *	0.0194	0.0197	0.0225	0.0241
	(1.8757)	(1.8890)	(0.0207)	(0.0207)	(0.1677)	(0.1677)
寄附金額残差	1.4317 ***		0.0051 ***		0.0359 ***	
	(0.1011)		(0.0011)		(0.0090)	
差額残差		1.2915 ***		0.0048 ***		0.0336 ***
		(0.0977)		(0.0011)		(0.0087)
財政力指数	-6.6874 ***	-6.6598 ***	0.0024	0.0024	-0.0071	-0.0071
	(0.7521)	(0.7575)	(0.0083)	(0.0083)	(0.0672)	(0.0673)
log(広報費用2020)	0.2384 ***	0.2436 ***	-0.0008 **	-0.0008 **	-0.0050 *	-0.0049 *
	(0.0227)	(0.0228)	(0.0003)	(0.0002)	(0.0020)	(0.0020)
log(総人口)	1.3737 ***	1.3626 ***	-0.0006	-0.0006	0.0074	0.0072
	(0.1882)	(0.1895)	(0.0021)	(0.0021)	(0.0168)	(0.0168)
町村ダミー	-0.4919	-0.4885	-0.0047	-0.0047	0.0064	0.0064
	(0.4644)	(0.4677)	(0.0051)	(0.0051)	(0.0415)	(0.0415)
調整済みR ²	0.2481	0.2373	0.0140	0.0132	0.0084	0.0079
N	1637	1637	1637	1637	1637	1637

(1) ***: p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1。

(2) ()内は標準誤差。

な集金努力を促すといった解釈が考えられる。他方、財政力指数においては、返礼率に関する Model 3～Model 6 では統計的に有意ではないものの、翌年度広報費用が従属変数である Model 1・Model 2 では統計的に有意な負の値を取っている。これは仮説 3-2 に対して整合的な結果であり、財政力という面で他の自治体より不利な自治体ほど、翌年度の寄附額を増やすために広報に力を入れるという意味では、ふるさと納税制度が自助努力を促している部分もあるかもしれない。

6. 結論

本稿では、令和 2 年度及び 3 年度の「ふるさと納税に関する現況調査」を活用し、ふるさと納税制度による地方税収格差是正に対する効果を明らかにしてきた。本稿の分析結果によると、第一に、ふるさと納税制度は、財政力指数や総人口などの変数でみた場合、財政力の高い地域から低い地域、都市部から地方部への再分配の性質を持つことが確認された。しかし、地域団体商標数に基づく地域資源の偏在が税源再分配の偏りに寄与していることも示唆され、制度が不平等を生み出している側面も明らかとなった。

第二に、広報と返礼品という観点で同制度が自治体の自助努力促進に与える影響を分析したところ、財政力の低い自治体ほど翌年度の広報努力を行う傾向がみられた。一方で、上記のような社会経済変数の回帰式における残差に着目すると、前年度同条件で成功していた自治体ほど、より広報費用や返礼率を高める努力を行っており、ますます格差を拡大させている可能性が示唆された。

上記の知見に基づけば、ふるさと納税制度は地方税収格差是正に貢献してはいるものの、地域資源の多寡に起因する不平等や、前年度受け入れに成功した自治体による格差が拡大する方向への努力を生み出す性質を有することが実証された。そのため、制度趣旨の一つである自治体間の健全な競争を促進する、という点において、今一度制度設計を見直す必要があるといえる。例えば、受け入れに成功した自治体とそうでない自治体での情報格差是正を目的とするのであれば、橋本・鈴木 (2015) が提案する、ふるさと納税の競争に国が介入し、情報公開の基準を設けることで、受け入れに成功している自治体の先進的な取り組みを共有するという施策も有効であろう。加えて、Yamamura et al. (2018) の研究では、質の高い地場産品を有している場合でも、宣伝のためのノウハウや資金がないために、認知不足による需要の不振が発生していることが指摘されている。その点に対しても、先ほどの、返礼品としての広報ノウハウを共有する仕組み作りが重要な役割を果たす可能性がある。

最後に、本稿に残された課題と今後の方向性を述べる。第一の課題として単年度の分析に留まるという点である。蓄積されてきている「ふるさと納税に関する現況調査」を活用し、複数年度における分析を行うことでより精緻な検討が行えるだろう。第二に、行政能力の指標を給与という一面的なもののみで評価している点である。本稿では、一般行政職員平均月

収が有意な値を取らず、行政能力が高い自治体ほどふるさと納税制度における収支が大きいというわけではないという示唆にとどまったが、別の観点で指標化を行うことで有意な結果が得られる可能性がある。例えば、Walker and Andrews (2015) の研究では、地方自治体の行政能力に影響を与える要因として、組織規模、職員の質、職員の定着度など、七つの要素が挙げられている。そのため、本稿でも利用した「地方公務員給与実態調査」にデータとして含まれる、職員数や職員平均年齢、退職者数などは行政能力の別の指標化として機能する可能性がある。第三に、自治体の自助努力促進効果の検証における、メカニズムの精緻化の必要性が指摘できる。本稿では、前年度受け入れに成功した自治体による、格差を拡大させようの努力を促している可能性があるとの示唆が得られたが、予算の変化や個別の事例などをさらに検討することによって、本稿の分析結果をより精密に解釈することが必要であるといえる。

7. 参考文献

- 金目哲郎. 2023. 「地方間の財政格差と「ふるさと納税」の純収支に関する検討」『人文社会科学論叢』(14): pp.139-148.
- 木村高宏. 2021. 「ふるさと納税の計量的検討—2019年を例に」『金沢法学』64(1): pp.15-36.
- 重藤さわ子・織田竜輔・森山慶久・藤山浩・青木大介. 2020. 「ふるさと納税返礼品へのLM3調査手法適用による地域経済効果分析」『事業構想研究』(3): pp.35-40.
- 須山聡. 2020. 「ふるさと納税にみる所得再分配機能と地域復興」『駒澤地理』(56): pp.1-21.
- 富田武宏. 2017. 「ふるさと納税制度による税源の偏在機能と限界」『立法と調査』(386): pp.88-100.
- 橋本恭之・鈴木善充. 2015. 「ふるさと納税制度の検証」『日本財政学会第72回大会報告論文』.
- 橋本恭之・鈴木善充. 2017. 『地方財政改革の検証』清文社.
- 平田徳恵. 2017. 「先進観光地における評価指標設定についての分析—地域ブランディングの視点から交流という地域資源に着目して」『観光科学研究』(17): pp.49-59.
- 矢部拓也・笠井明日香・木下斉. 2017. 「「ふるさと納税」は東京一極集中を是正し、地方を活性化しているのか」『徳島大学社会科学研究』(31): pp.17-70.
- Doi, Takeru. 2010. "Poverty Traps with Local Allocation Tax Grants in Japan." *Japanese Economic Review* 61(4): pp.466-487.
- Rausch, Anthony M. 2017. "A Paradox of Japanese Taxation: Analyzing the Furusato Nozei Tax System." *Japan Focus* 15(11), Article 6.
- Rausch, Anthony M. 2021. "Furusato Nozei Revisited: Beyond the Early Questions of Neoliberal Ideology Versus Supporting a Place." *Electronic Journal of Contemporary*

Japanese Studies 21(1).

Walker, Richard M. and Rhys Andrews. 2015. "Local Government Management and Performance: A Review of Evidence." *Journal of Public Administration Research and Theory* 25(1): pp.101-133.

Yamamura, Eiji, Tsutsui, Yoshiro, and Fumio Ohtake. 2018. "Altruistic and Selfish Motivations of Charitable Giving: The Case of the Hometown Tax Donation System (Furusato Nozei) in Japan." *IDEAS Working Paper Series from RePEc* : pp.1-43.